

平成20年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の
評価書

平成21年8月11日
環境省独立行政法人評価委員会

総合評価： A

概 評

独立行政法人環境再生保全機構は、平成16年4月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出その他の環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、平成18年2月に成立した石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、同年3月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。

第一期中期目標期間の最終年度となる、平成20年度においては、中期計画に沿って、業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

機構の組織・業務の運営に関する事項

- 平成20年度は、中期計画を踏まえた職員の削減が行われるとともに新人事評価制度に基づき、各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員が主体的に業務を遂行できるように意識の向上に向けて取り組むなど、効果的な組織運営に努めているとともに、内部統制機能の強化を目的に、監査室やコンプライアンス推進委員会を設置した。しかしながら、効率的な業務遂行のための組織体制の整備は十分とは言えず、今後は、組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。
- 組織・業務運営の効率化や業務の質の向上については、自己点検・自己評価を実施するとともに、外部有識者による「機構点検・助言委員会」の助言・提言を業務運営に反映させるなど、業務の効率化やサービスの向上に努めている。
- 事務処理の簡素化・迅速化については、情報共有化システムの機能強化のために、文書共有システムを導入するとともに、ファイルサーバー群の統合を行い、運用管理の一元化をしたことにより、経費節減が図られた。今後は、オンライン申請等の業務のシステム化を一層推進するとともに、債権回収における債権回収専門会社（以下「サービサー」という。）の更なる活用の検討など、一層のアウトソーシングの活用に取り組む必要がある。
- 経費の効率化・削減については、一般管理費及び事業費ともに目標を上回る削減が行われており、前年度の実績より増加している経費を含め、その増減内容を明らかにしている。今後は、これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮し、効率化・削減の具

体的な内容を示しつつ、引き続き推進されることを期待する。また、随意契約見直しについては、随意契約見直し計画を策定し、その達成に向けて競争性のある契約が増加したことや契約に関する包括的随意契約の規定を削除したことなど、適正な契約事務の執行に取り組んでいる。あわせて、監事による監査が適切に行われている。

- 業務における環境配慮については、「環境配慮に関する基本方針」の策定、「環境物品の調達を推進を図るための方針」の策定などにより、特定調達品目の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づき、用紙類の使用量及びエネルギーの使用量の削減について目標を上回る成果が認められ、これらの取組については、十分に評価できる。

業務の質の向上に関する事項

- 公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収を計画どおり行うことができたこと、並びに納付義務者や都道府県等に対する的確な指導や利便性の向上への取組、及び事務処理の効率化を行ったことなどについて評価できる。
- 公害健康被害予防事業については、事業の重点化・効率化を適切に推進するとともに、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容を改善していると評価できる。
- 地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った調査研究事業の重点化への取組や、利用者の利便性向上のための努力が認められる。また、助成事業における事後評価を適切に実施した

ことは評価できる。さらに、募金活動を積極的に実施したことにより、民間寄付金の受入れについて、基金創設以降最大の寄付金額となった。

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、助成事業の実施状況についてホームページで公表を行うなど、中期計画を踏まえた事業の実施に努めている。
- 維持管理積立金の管理業務については、資金運用を含め、積立金の管理を適正に行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知を適切に実施している。
- 石綿健康被害救済業務については、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施するとともに、被害者の認定について迅速な処理に努めたことは評価できる。また、救済給付対応への準備が進められ、適正かつ迅速に支給を行うなど、着実な成果を上げたと評価できる。

財務内容の改善に関する事項

- 財務の状況については、平成20年度末における総利益は、51億5百万円であり、前年度末の18億6千9百万円から大きく増加し、その主な要因は、公害健康被害補償予防業務勘定における、投資有価証券の売却益、承継勘定における利息の収支差と第一期中期目標期間の最終年度の運営費交付金の精算収益化によるものであった。

資金運用については、資金運営委員会での決定事項を基に、各資金の運用方針を定め、これに基づき、安全かつ効率的な運用が図れている。

また、承継業務に係る債権・債務の適切な処理については、破

産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収についても目標を上回る実績を上げたことなどについて評価できる。

さらに、短期借入金の限度額についても、資金管理を適正に行い、限度内に押さえ、財投借入金等の償還を円滑に行った。

その他の業務運営に関する重要事項

- 新人事評価制度による評価結果を賞与に反映させるとともに、常勤職員数を削減するなど人事に関する計画の目標達成に向けて着実な取り組みがなされているが、役職員の給与水準等においては、国家公務員よりも給与水準が高いことについて、管理部門及び管理職員の削減に取り組む必要がある。また、福利厚生費については、レクリエーション行事への支出を廃止した。さらに、東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、東京都に対し、60億円を助成した。

なお、昨年も同様の指摘を行いました。評価の基となる「業務実績報告書」については、「何を、どのように行ったか、その結果は何か」「数値分析の結果はどうであったのか」「自己評価として訴えるべき事項は何か」との点について、より具体的かつ明瞭になるよう次年度以降改善することを期待したい。

事項別評価

I. 業務運営の効率化に関する事項

以下に示すとおり、組織運営の効率化、業務運営の効率化、経費の効率化・削減及び業務における環境配慮について、適切に成果をあげていると判断し、A評価とする。

1. 組織運営の効率化（評価：B）

年度計画どおりに6名の職員の削減を行うとともに、職員の役割と課題を明確にし、業務計画を設定するなど、職員が主体的に業務を遂行できるように意識の向上に向けて取り組むなど、効果的な組織運営に努めた。また、内部統制機能の強化を目的とした、監査室やコンプライアンス推進委員会を設置したことは評価できる。しかしながら、効率的な業務遂行のための組織体制の整備が十分とは言えず、今後は、組織全体の見直しを行うことにより、組織運営の一層の効率化を図るとともに、内部統制体制の強化に向けた取り組みを強力に推進する必要がある。

2. 業務運営の効率化（評価：A）

業務の自己点検・自己評価の実施結果と「機構業務点検・助言委員会」の助言・提言を業務運営に反映した。随意契約の見直しについては、随意契約見直し計画の達成に向けた取組の推進による競争性のある契約が増加したことや、契約に係る情報公開、監事による監査について適切に行われている。あわせて、契約に関する包括的随意契約の規定を削除するなど適正な契約事務の実施に取り組んでいることは評価できる。また、文書共有システムを導入し、情報共有化システムの機能強化を図るとともに、ファイルサーバー群の統合を行うことにより、運用管理の一元化・簡素化が図られ、よって情報伝達の迅速化及び経費の削減が図られたこと、さらに、情報セキュリティ体制の整備が図られたことは評価できる。今後は、業務運営の効率化を推進していく上で、引き続き、オンライン申請の推進や、サービサーによる債権回収の更なる活用についての検討が必要である。

なお、機構自らが行った自己点検・自己評価の記述が抽象的であり、成果が不

明確な点や、「機構業務点検・助言委員会」の運用を改善すべき点も見られた。

3. 経費の効率化・削減（評価：A）

一般管理費、事業費及び運営費交付金を充当する事業費は、競争性のある契約の推進による調達コストの削減効果等により、いずれも計画目標を上回る実績を上げている。また、前年度の実績より増加している経費を含め、その増減内容を明らかにしていることは評価できる。今後は、これらの削減が事業の質に影響しないよう配慮し、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、引き続き推進されることを期待するとともに、実績報告書に記載されている数値が財務諸表と照合できるようにする必要がある。

4. 業務における環境配慮（評価：A）

「環境配慮に関する基本方針」を策定し、あらゆる業務について環境配慮が進められた。また、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、内部での周知徹底を図り、特定調達品目等の購入について目標を達成するとともに、「環境配慮のための実行計画」に基づく用紙類の使用量節減及び電気使用量の削減について、目標を上回る成果を上げた。さらに、環境報告書を作成し公表するなど、業務における環境配慮が推進された。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下に示すとおり、各業務において適正な運営が図られ、それぞれの業務について、適切に成果をあげていると判断し、A評価とする。

〔公害健康被害の補償及び予防業務〕（評価：A）

1. 汚染負荷量賦課金の徴収（評価：A）

納付義務者への効果的な説明会を開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。また、説明会資料や賦課金専用ホームページの改善や普及活動を行ったことにより、ホームページのアクセス件数が大幅に増加する等、納付義務者へのサービス向上にも努めていることは評価できる。なお、商工会議所との随意契約において実施していた委託業務については、競争入札による契約としたことにより、透明性、公平性の確保が図られた。

2. 都道府県等に対する納付金の納付（評価：A）

納付システムの改修やオンライン申請の本格稼働など、効率的な業務の推進に努め、事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を過年度において既に達成しているが、引き続きこれを維持することができた。今後は、さらに効率化を図る観点から、オンライン申請の利用を引き続き、強力に促進する必要がある。

3. 公害健康被害予防事業（評価：A）

公害健康被害予防基金の運用については、安全かつ可能な限り有利な運用を行い、あわせて、自立支援型公害健康被害予防事業補助金を受け入れ、収入の安定化を図るとともに、助成事業の重点化・効率化が適切に推進されている。また、前年度実施の事業参加者アンケートに基づき、満足度やニーズを把握して事業内容に反映させるなどの事業の改善が進められている。調査研究課題の重点化を推進し、研究費総額は平成15年度比で20%以上削減するとの目標が達成・維持されている。ホームページへのアクセス件数、研修事業の受講者アンケートの調査結果、事務処理削減日数については、いずれも中期目標を達成し、優れた成果を上げている。今後とも、運用収入の減少見込みに対して重点化・効率化に努力

することを期待する。なお、研究成果について、実務にどのように反映されたか、具体的に明らかにするとともに、知識の普及及び情報提供の実施に係る、既存パンフレットの改訂のためのアンケート調査については、長期的な利用実態の把握に努めることも必要である。

〔地球環境基金業務〕（評価：A）

1. 助成事業に係る事項（評価：A）

助成事業の継続年数について、3年を限度とすることにより事業の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。第三者による評価専門委員会において、平成19年度の事後評価結果をとりまとめ、評価対象団体に伝えるとともにホームページで公表し、平成20年度の事後評価を適切に実施し、平成20年度募集から過去に地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したことは評価できる。また、処理期間の短縮及び募集期間の早期化、並びにホームページの拡充等助成対象事業者の利便性向上に向けた取組が推進されている。今後とも、助成対象分野及び対象地域の重点化を図り、あわせて事後評価結果を活用した助成事業の成果報告を期待するとともに、引き続き事務処理の効率化を図り、助成対象事業者の利便性向上が図られることを期待する。なお、「発展助成」の実績や国の政策目標等の実績報告書へ記載することや、第三者委員会の評価結果の公表時期を早める必要がある。

2. 振興事業に係る事項（評価：A）

重点施策等国の政策目標に沿った調査研究事業の重点化が図られ、環境保全に関する事業を廃止している。研修事業については、研修ニーズの把握に努め、一部講座の廃止や、研修講座の内容に反映させるなど質の向上を図り、アンケート調査の結果において高い評価を得ている。また、研修事業の全てにおいて企画競争による契約を行い、透明性・公平性の確保を図った。今後とも、アンケート調査を踏まえた研修内容の一層の充実を期待する。

3. 地球環境基金の運用等について（評価：A）

地球環境基金については、中期計画に基づき適切な規模の業務が実施されてい

るが、基金の運用状況等を踏まえれば、民間寄付金の受入れの努力は重要である。民間寄付金の受入れについては、募金活動を積極的に実施したことにより、基金創設以降最大であった前年度の実績を再び上回る寄付金額となり、中期計画に定められた金額を大きく上回り、優れた成果が上がったと評価できる。

〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〕（評価：B）

助成業務を円滑に遂行し、業務の実施状況についてホームページで公表を行うなど、業務の透明性の確保を図っている。

〔維持管理積立金の管理業務〕（評価：B）

資金運用を含め、積立金の適正な管理を行うとともに、積立者に対する運用利息額等の通知をこれまでと同様に実行している。

〔石綿健康被害救済業務〕（評価：A）

1. 制度に関する情報提供（評価：A）

広報実施計画を策定して多種多様な媒体を活用することにより、救済制度について確実かつ広範な広報活動を実施し、適切な成果を上げたと評価できる。また、法律改正に伴い、被害者及び遺族等が速やかに手続を行えるように、パンフレットやホームページの更新、フリーダイヤルの回線増設、説明会の開催等、情報提供の拡充に努めるなど、着実に成果を上げたと評価できる。

2. 石綿健康被害者の認定（評価：A）

執務マニュアルに基づき、迅速な処理に努め、平成18年度からの累計認定申請7,424件に対し、9割弱の認定等の処理を行い、成果を上げたと評価できる。

3. 救済給付の支給（評価：A）

救済給付金の支給が適正かつ迅速に行われた。また、被認定患者等に対して、認定申請等のアンケート調査を実施し、この結果を業務に反映したことは評価できる。

4. 申請者、請求者情報の管理（評価：A）

申請者、請求者等の個人情報の管理については、十分留意し適正な管理を実施したと評価できる。

5. 救済給付費用の徴収（評価：A）

拠出金については、適正かつ円滑に徴収・収納されているものと認められる。また、制度への理解を深めるために、ホームページの充実を図るとともに、申告書に関する手引きとパンフレットを作成し、申告書、納付書に同封した等、制度の周知に努めたと評価できる。

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

以下に示すとおり、財務の状況、承継業務に係る債権・債務の適切な処理、短期借入金の限度額について、適切に成果をあげていると判断し、A評価とする。

1. 財務の状況（評価：A）

平成20年度末における総利益は、51億5百万円であり、前年度末の18億6千9百万円から大きく増加し、その主な要因は、公害健康被害補償予防業務勘定における、投資有価証券の売却益（7千9百万円）、承継勘定における利息の収支差（12億7千9百万円）と第一期中期目標期間の最終年度に当たり、運営費交付金の精算収益化（30億円）によるものであった。運営費交付金債務については、精算収益化の処理を行ったことにより20年度末での残額はない。また、当期末の利益剰余金については、この総利益相当分が増加している。

資金運用については、定期的開催される資金管理委員会での決定事項を基に、各資金の運用方針が定められ、安全かつ効率的な運用が図られており、その運用状況については、該当する業務の実績報告の中に記載されている。

なお、公害健康被害補償業務の特定賦課金に係る、破産更生債権の会計処理については、環境省令に基づき、相手方が確定していない賦課金を収益計上することとされており、これを時効の概念により、償却処理するとはできないと判断する。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理（評価：A）

破産更生債権等の償却処理が迅速に実行されるとともに、正常債権以外の債権の回収額が、年度計画を大きく上回って回収できた。他方、貸倒引当金の引当率について、細分化するとともに引き上げる必要がある。

3. 短期借入金の限度額（評価：A）

資金管理を適切に行い、短期借入金を限度内に抑え、財投借入金等の償還を円滑に実行した。

4. 保有資産の見直し（評価：－）

保有資産の見直しについては、独立行政法人整理合理化計画に基づき、戸塚宿舎の土地を第二期中期目標期間中に売却することとされており、評価の対象とする実績はない。

IV. その他業務運営に関する重要事項

以下に示すとおり、人事に関する計画、役職員の給与水準、その他の中期目標を達成するために必要な事項について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1. 人事に関する計画（評価：A）

職員の意向調査や新人事評価制度による評価、管理職とのヒアリング等により、適材適所の人員配置と職員の意識向上を推進し、業績評価を賞与に反映させた。また、研修を積極的に実施し、職員の能力開発に努めている。今後とも、適材適所の人員配置と職員の意識向上・能力開発のための方策について積極的に推進されることを期待する。

2. 役職員の給与水準等（評価：B）

国家公務員よりも高い給与水準となっている理由として、職員の学歴構成と管理職割合が高いこと及び、国の要請により事務所を都内から川崎市に移したことが要因とのことであるが、管理部門の縮減、管理職員の削減、給与体系の見直しなどに積極的に取り組み、給与水準の適正化を図る必要がある。なお、事務所が都内に所在していると仮定すると、ラスパイレス指数は100程度との試算である。

また、福利厚生費については、法定外福利費の一部見直しにより、レクリエーション行事への支出を廃止したことは評価できる。今後は、その他の法定外福利費についても、見直しをする必要がある。

3. その他の中期目標を達成するために必要な事項（評価：A）

東京大気汚染訴訟の和解条項に基づき、東京都に対し、公害健康被害予防基金から、東京都公害健康被害予防基金の造成に必要な基金として、60億円を助成した。

(総合評価: A)

	評価 比率	項 目				
		大	中	小		
I 業務運営の効率化に関する事項	15%	A 3.75	0.54			
1 組織運営の効率化	6%				B 3	0.18
2 業務運営の効率化	4%				A 4	0.16
3 経費の効率化・削減	3%				A 4	0.12
4 業務における環境配慮	2%				A 4	0.08
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	50%	A 3.6	1.95			
<公害健康被害の補償及び予防業務>	15%			A 4	0.60	
1 汚染負荷量賦課金の徴収	5%				A 4	0.2
2 都道府県等に対する納付金の納付	5%				A 4	0.2
3 公害健康被害予防事業	5%				A 4	0.2
<地球環境基金業務>	10%			A 4	0.40	
1 助成事業に係る事項	5%				A 4	0.2
2 振興事業に係る事項	2%				A 4	0.08
3 地球環境基金の運用等について	3%				A 4	0.12
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	5%			B 3	0.15	
<維持管理積立金の管理業務>				B 3		
<石綿健康被害救済業務>	20%			A 4	0.80	
1 制度に関する情報提供	6%				A 4	0.24
2 石綿健康被害者の認定	5%				A 4	0.2
3 救済給付の支給	2%				A 4	0.08
4 申請者、請求者情報の管理	2%				A 4	0.08
5 救済給付費用の徴収	5%				A 4	0.2
III 財務内容の改善に関する事項	20%	A 4	0.80			
1 財務の状況	10%				A 4	0.4
2 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	8%				A 4	0.32
3 短期借入金の限度額	2%				A 4	0.08
IV その他業務運営に関する重要事項	15%	A 3.67	0.52			
1 人事に関する計画	5%				A 4	0.2
2 役職員の給与水準等	8%				B 3	0.24
3 その他中期目標を達成するために必要な事項	2%				A 4	0.08
総合評価				A		3.81